

台灣
商標規則

2003 年 12 月 10 日改正公布施行

2007 年 9 月 3 日改正公布

目次

規則 1
規則 2
規則 3
規則 4
規則 5
規則 6
規則 7
規則 8
規則 9
規則 10
規則 11
規則 12
規則 13
規則 14
規則 15
規則 16
規則 17
規則 18
規則 19
規則 20
規則 21
規則 22
規則 23
規則 24
規則 25
規則 26
規則 27
規則 28
規則 29
規則 30
規則 31
規則 32
規則 33
規則 34

規則 35

規則 36

規則 37

規則 38

規則 39

規則 40

規則 41

商品及びサービスの分類表

規則 1

商標法(以下「法律」という)第 93 条の規定に従い本規則を作成する。

規則 2

法律又は本規則に基づいて提出する申請書類は全て、登録庁(Registrar Office)が提供する様式により、所定の部数を提出するものとし、かつ、申請人が署名又は捺印しなければならない。商標代理人が提出する申請書類は、代理人のみの署名又は捺印によることができる。

規則 3

単色商標、立体商標、音響商標又は団体商標の優先権の主張を伴う登録出願に関しては、2003 年 11 月 28 日より前の優先日は、2003 年 11 月 28 日であるとみなす。

規則 4

出願人が商標代理人を選任したときは、代理人に委任した権限を明記する委任状の原本を提出しなければならない。

前段落に規定した委任状は、1 又は 2 以上の、現存又は将来の商標出願、変更、異議申立、無効審判請求、取消審判請求及びその他の関連手続を対象とした 1 件の包括委任状とすることができる。

前段落に規定した包括委任状の原本を登録庁に提出した後は、当該委任状の副本によって、委任範囲に明記された各手続に対する要求を満たすことができる。ただし、登録庁は、必要とみなすときは、出願人に通知して、委任関係の存在を証明する裏付書類を提出させることができる。

前段落の規定に基づく委任状の副本を提出するときは、それが原委任状と相違のないこと及び原委任状を提出した際の連続番号を記載した法定宣言書も提出しなければならない。

規則 5

登録庁は、必要とみなすときは、商標出願の出願人に通知して、身分証明書又は法人設立証明書を提出させることができる。

規則 6

提出する申請書及び全ての関連書類は、中国語によるものでなければならない。外国語で記載された証明書その他の書類には、要求に従い、その全部又は一部についての中国語翻訳文を添付しなければならない。

規則 7

2003 年 11 月 28 日より前に出願された単色商標出願、立体商標出願、音響商標出願又は団体商標出願の出願日は、2003 年 11 月 28 日であるとみなす。

規則 8

商標登録の出願をするときは、出願人は願書に商標の表示 5 部を添付して提出するものとし、

表示の長さ及び幅は 8cm 以下 5cm 以上でなければならない。色彩付商標の場合は、白黒の表示 2 部を追加して提出しなければならない。

規則 9

色彩付商標の登録出願をするときは、出願人はその旨の表示と共に、関連する説明を添えて色彩を特定する願書を提出しなければならない。

前段落に規定した商標は、点線を付し、その商標が指定商品又はサービスに実際に使用される方法、配置又は状況で表示することができる。

前段落に基づく「点線」は、色彩商標の一部には属さない。

規則 10

音響商標登録の出願をするときは、出願人は、その旨の表示を含む願書を提出しなければならない。かつ、商標を楽譜、数字楽譜又は文言による説明をもって表示しなければならない。

更に、その音響を録音した CD を提出しなければならない。楽譜又は数字楽譜を提出するときは、文言による説明も添付しなければならない。

規則 11

立体商標登録の出願をするときは、出願人は、その旨の表示、立体形状での商標の図面 1 個及び商標の説明を含む願書を提出しなければならない。

出願人は同時に、商標の立体形状の正確な形象を表示するために、5 個を限度として、異なる視点からの透視図又は見本を追加提出することができるが、それらは同一の尺度によるものでなければならない。登録庁は、必要とみなすときは、出願人にその材料の提出を要求することもできる。

前 2 段落に記載した「立体形状」が権利主張の対象としない部分を含んでいるときは、権利主張の対象とする部分は実線で描き、一方、権利主張の対象としない部分は点線で描くと共に、当該部分についての排他的使用の権利を放棄する旨を付記しなければならない。

規則 12

法律第 17 条第 2 段落の条文に記載した「視覚によって認知できる表示」とは、文字、図形、記号、色彩又はこれらの結合を使用して商標を示している表示であって、普通の知識及び経験を有する消費者が商標の表示として視覚によって認識できるものをいう。

規則 13

商標登録の出願をするときは、出願人は商品及びサービスの分類表(詳細については附則参照)に記載されている順序に従って商品又はサービスの類(クラス)を指定しなければならない。かつ、商品又はサービスの名称を明確に列記しなければならない。

商品及びサービスの分類表が改正される前に登録された商標に関しては、商標の指定商品又はサービスの類は、登録された類とする。登録されなかった商標に関しては、商標の指定商品又はサービスの類は、出願時に指定された類とする。

規則 14

法律第 18 条に基づいて 2 以上の出願人の間での合意が必要とされるときは、登録庁は、関係出願人全員に対して、指定した適切な期限内に合意を成立させるよう通知しなければならない。指定期限内に合意が成立しなかった場合は、登録庁は、関係出願人全員に対して、問題を抽選によって解決するために、指定の日時及び場所に出頭するよう通知しなければならない。

規則 15

商標出願に係わる項目又は商標登録に係わる項目について変更申請をするときは、申請人は変更の証拠を添付した申請書を提出しなければならない。

規則 16

法律に記載した「周知の」という用語は、関係する企業又は消費者によって広く認識されており、それを証明する十分な証拠がある標章を指すものとする。

規則 17

法律第 23 条第 1 段落(16)に記載した「法人、法主体その他の団体の名称」という表現は、それらの特定部分を対象とするものとする。

規則 18

商標出願の出願人であって、法律第 23 条第 4 段落の適用を要求する者は、関連性のある証拠を提出しなければならない。

規則 19

商標権存続期間の更新申請をするときは、申請人は、更新を求める商標に係わる指定商品又はサービスの全部又は一部を記載した申請書を提出しなければならない。

規則 20

商標出願において指定した商品又はサービスの項目について、商標の拒絶／承認の前にその減縮申請をしても、その商標出願の出願日には影響を及ぼさないものとする。

規則 21

商標出願から生じる権利の譲渡について登録申請をするときは、申請人は、譲渡契約書又は譲渡を証明するそれ以外の書類を添付した申請書を提出しなければならない。

規則 22

商標出願を分割する申請をするときは、申請人は、申請書の副本及び分割後の各出願に関する関連書類を添付した申請書を提出しなければならない。

規則 23

商標出願の承認後であるが、商標登録の公告前に登録分割の申請をするときは、申請人は、

分割後の各出願に係わる指定商品又はサービスを記載した申請書を提出するものとし、分割後の各出願に対応する申請書の副本を添付しなければならない。

登録庁は、申請人が登録手数料を納付し、かつ、商標登録が公告されるまでは、前段落に記載した分割の手続をとってはならない。

規則 24

商標権を分割する申請をするときは、申請人は分割後の各商標に係わる指定商品又はサービスを記載した申請書を提出するものとし、分割後の各商標に対応する申請書の副本を添付しなければならない。

商標権の分割を承認したときは、登録庁は、分割後の各商標について商標登録証を交付しなければならない。

規則 25

商標権分割についての承認が公告された後ではあるが分割前に商標に対して異議申立手続が提起されている場合は、登録庁は、異議申立人に対して、異議申立の対象とする商標の再指定を指定期限内に行い、異議申立のために必要な書類を提出し、分割後の申立に基づく所要の政府手数料を計算するよう指示しなければならない。納付金額が不足していた場合は、残額を納付しなければならない。政府手数料が過払いとなっていた場合は、異議申立人は所要の書類を提出し、過払手数料の返還を申請することができる。

規則 26

異議申立手続において決定が行われる前に商標権の分割が承認された場合は、登録庁は、異議申立人に対して、分割後の何れの商標を異議申立の対象とするかを記載した陳述書を指定期限内に作成するよう指示しなければならない。期限内に前記の陳述をしなかったときは、異議申立は分割後の全ての商標に対してなされたものとみなす。

規則 27

商標に対する異議申立についての行政救済手続が行われている間に、異議申立がされた商標権の分割が承認されたか又は異議申立がされた商標に係わる指定商品又はサービスが減縮された場合は、登録庁は、行政救済措置についての管轄官庁及び異議申立人に対し、当該の分割又は減縮について通知しなければならない。

前段落の規定は、出願人がその出願についての拒絶決定が確定する前に商標出願の分割又は商標出願に係わる指定商品又は指定サービスの項目を削減した場合に準用する。

規則 28

規則 25、規則 26 及び規則 27 第 1 段落の規定は、無効審判請求事件及び取消審判請求事件に準用する。

規則 29

商標ライセンスの登録を申請するときは、商標権所有者又は使用権者は、使用権者、ライセンスする商標の登録番号、ライセンス期間、ライセンスの対象とする商品又はサービスの類

及び名称を記載した申請書を提出しなければならない。

使用権者が前段落の規定に基づくライセンスの登録申請をするときは、当事者双方が署名又は捺印した契約書若しくはその抜粋又はライセンスを十分に証明する他の証明書を提出しなければならない。

商標サブライセンスの登録申請には、商標権所有者がそのサブライセンスに同意していることを証明する書類を添付しなければならない。

登録される商標ライセンスの対象とする商品又はサービス及びライセンス期間は、商標権の範囲内に限定されていなければならない。合意されたライセンス期間が商標権の存続期間を超えている場合は、ライセンス期間の末日は商標権存続期間の満了日となるようにしなければならない。商標権存続期間が更新された場合は、ライセンス登録についての追加申請をしなければならない。

登録される商標サブライセンスの対象とする商品又はサービス及びサブライセンス期間は、商標権の対象とされている商品又はサービス及びライセンス期間の各々を超えるものとしてはならない。

規則 30

商標権譲渡の登録を申請するときは、申請人は、譲渡契約書又は譲渡を証明する他の書類を添えた申請書を提出しなければならない。

規則 31

商標権についての質権の登録を申請するときは、申請人は、商標の名称、登録番号、負債額及び質権設定の期間を記載した申請書を提出し、併せて登録する事項に関して次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 質権設定の登録の場合は、質権契約書及びそれを証明する他の書類
- (2) 質権の変更の場合は、変更に係わる証明書
- (3) 質権消滅の登録の場合は、負債返済証明書又は質権者が質権設定の登録取消に合意していることを証明する他の書類

質権についての登録期間は、商標権の存続期間に限定しなければならない。合意した質権の存続期間が商標権の存続期間を超えている場合は、質権存続期間の末日は商標権存続期間の満了日となるようにしなければならない。商標権存続期間が更新された場合は、質権設定の登録についての申請書を追加提出しなければならない。

規則 32

商標登録証を損傷、破棄又は喪失した場合は、商標権所有者はその理由を記した書面を提出し、代替登録証の交付又は登録証の再交付を申請しなければならない。

前段落の規定によって代替登録証を交付するか又は登録証を再交付したときは、原登録証を公示によって無効にしなければならない。

規則 33

法律第 39 条の規定に基づく、事実それ自体による商標権の消滅の場合は、消滅日は次の通りとする。

- (1) 法律第 28 条の規定による更新がされなかった場合は、商標権存続期間の満了日の翌日、又は
- (2) 商標権所有者が承継人無しで死亡した場合は、その死亡の時

規則 34

法律第 40 条の規定に基づく異議申立をするときは、申立人は異議申立書及びその副本並びに 2 部の関連証拠を提出しなければならない。なお、登録庁は、必要と認める場合、異議申立人の身分証明証または組織証明を提出するよう通知することができる。

異議申立に関する事実及び理由が不明確又は不十分な場合は、登録庁は、異議申立人に対して、指定期限内に訂正するよう通知することができる。

異議申立人は、商標登録の公告日から 3 月以内においては、既に申し立てている事実及び理由に変更又は追加をすることができる。

規則 35

商標権所有者が法律第 41 条第 3 段落の規定により異議申立に対する答弁をするときは、答弁書及びその副本を登録庁による指定期限内に提出しなければならない。

登録庁は、前段落の規定に基づく答弁書の副本を異議申立人に送達しなければならない。

規則 36

規則 34 第 1 段落及び第 2 段落並びに規則 35 の規定は、他人の商標登録についての無効審判又は取消審判の請求に準用する。

規則 37

商標に関する書証及び物件を提出した場合において、その返還が予め求められているときは、それに係わる事件の終結後 30 日以内に、返還を完了させるものとする。

規則 38

証明標章登録の出願をするときは、出願人は次に掲げる情報を記載した願書を提出しなければならない。

- (1) 証明の対象とする商品又はサービス
- (2) 証明標章によって証明する内容
- (3) 証明標章貼付の要件
- (4) 証明することについての出願人の資格又は能力
- (5) 証明標章使用の方法、及び
- (6) 出願人がする宣言であって、出願人は証明の対象とする商品の製造及び販売、又は証明の対象とするサービスの提供に従事していない旨のもの

規則 39

団体会員標章又は団体商標の登録を出願するときは、出願人は願書並びに法人設立証明書及び団体会員標章又は団体商標に関する使用規約を提出しなければならない。

前段落に記載した使用規約は、会員資格及び団体会員標章又は団体商標の使用を規制する方

法を含んでいなければならない。

規則 40

商標に関する規則は、該当する事情に応じ、証明標章、団体会員標章及び団体商標に準用する。

規則 41

本規則は公布の日から施行する。

商品及びサービスの分類表

商品

第1類

工業用，科学用及び写真用並びに農業用，園芸用及び林業用の化学品。未加工人工樹脂。未加工プラスチック。肥料。消火剤。焼き戻し剤及びはんだ付け剤。食品保存用科学剤。なめし剤。工業用接着剤

第2類

ペイント，ワニス，ラッカー。防錆剤及び木材保存剤。着色剤。媒染剤。未加工天然樹脂。塗装用，装飾用，印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉

第3類

漂白剤，その他の洗濯に用いる物質。清浄剤，つや出し剤，擦り磨き剤及び研磨剤。せっけん。香料，精油，化粧品，ヘアローション。歯磨き

第4類

工業用の油及び油脂。潤滑剤。塵埃吸収剤，塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤。燃料(原動機用燃料を含む)及び発光体。照明用のろうそく及び灯心

第5類

薬剤，獣医科用剤及び医療用の衛生剤。食餌療法剤，乳児用食品。膏薬，包帯類。歯科用充てん材料，歯科用ワックス。消毒剤。有害動物駆除剤。殺菌剤，除草剤

第6類

一般の金属及びその合金。金属製建築材料。運搬可能な金属製建築物。鉄道線路用金属材料。一般の金属から成る電気用でないケーブル及びワイヤ。鉄製品，小型金属製品。金属管。金庫。一般の金属から成る商品であって他の類に属しないもの。鉱石

第7類

機械及び工作機械。原動機(陸上の乗物用のものを除く)。機械用の継手及び伝導装置の構成部品(陸上の乗物用のものを除く)。農業用器具。孵卵器

第8類

手持ちの工具及び器具(手動式のもの)。刃物類。携帯用武器。かみそり

第9類

科学用，航海用，測量用，写真用，映画用，光学用，計量用，測定用，信号用，検査(監視)用，救命用及び教育用の機器。音響又は映像の記録用，送信用又は再生用の装置。伝導用，開閉用，変圧用，蓄電用，調整用又は制御用の電気機器。磁気データ記憶媒体，記録用ディスク。コイン作動式機械用の装置。金銭登録機，計算機及びデータ処理装置。消火器

第10類

外科用，内科用，歯科用及び獣医科用の機器並びに義肢，義眼及び義歯。整形外科用品。縫合用材料

第11類

照明用，加熱用，蒸気発生用，調理用，冷却用，乾燥用，換気用，給水用及び衛生用の装置

第12類

乗物。陸上，空中，又は水上の移動用の機器

第13類

火器。鉄砲弾及び発射体。火薬類。花火

第14類

貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した商品であって他の類に属さないもの。宝飾品，宝玉。計時用具

第15類

楽器

第16類

紙，厚紙及びこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。印刷物。製本用材料。写真。文房具。文房具としての又は家庭用の接着剤。美術用材料。絵筆及び塗装用ブラシ。タイプライター及び事務用品(家具を除く)。教材(器具を除く)。プラスチック製包装用品(他の類に属するものを除く)。活字。レリーフ印刷用ブロック

第17類

ゴム，グタペルカ，ガム，石綿及び雲母並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。製造用に押出成形されたプラスチック。詰物用，止具用及び絶縁用の材料。金属製でないフレキシブル管

第18類

皮及び人工皮革並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。獣皮。トランク及び旅行用バッグ。傘，日傘及び杖。鞭，馬具

第19類

金属製でない建築材料。金属製でない建築用硬質管。アスファルト，ピッチ及び瀝青。金属製でない運搬可能な建築物。金属製でない記念物

第20類

家具，鏡，額縁。木材，コルク，葦，藤，柳，角，骨，象牙，鯨のひげ，貝殻，琥珀，真珠母，海泡石及びこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品(他の類に属するものを除く)

第21類

家庭用又は台所用の器具及び容器。くし及びスポンジ。ブラシ(絵筆及び塗装用ブラシを除く)。ブラシ製造用材料。清浄用品。スチールウール。未加工又は半加工のガラス(建築用のものを除く)。ガラス製品，磁器製品及び陶器製品であって他の類に属さないもの

第22類

ロープ，ひも，網，テント，日よけ，ターポリン，帆，袋(他の類に属するものを除く)。詰物用材料(ゴム製又はプラスチック製のものを除く)。織物用の未加工繊維

第23類

織物用糸

第24類

織物及び織物製品であって他の類に属さないもの。ベッドカバー及びテーブルカバー

第25類

被服，履物，帽子

第26類

レース及び刺繍布，リボン及び組みひも。ボタン，ホック，ピン及び針。造花

第27類

じゅうたん，ラグ，マット，リノリウムその他の床用敷物。壁掛け(織物製でないもの)

第28類

ゲーム用品及びおもちゃ。体操用具及び運動用具であって他の類に属さないもの。クリスマスツリー用装飾品

第29類

食肉，魚，家禽及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー，ジャム，コンポート。卵，ミルク及び乳製品。食用油脂

第30類

コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー。穀粉及び穀物からなる加工品，パン，ペストリー，菓子，氷菓。蜂蜜，糖蜜。酵母，ベーキングパウダー。塩，マスタード。酢，ソース(調味料)。香辛料。氷

第31類

農業，園芸及び林業の生産物並びに穀物であって他の類に属さないもの。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子，自然の植物及び花。飼料，麦芽

第32類

ビール。ミネラルウォーター，炭酸水及びアルコールを含有しないその他の飲料。果実飲料及び果汁。シロップその他の飲料用調製品

第33類

アルコール飲料(ビールを除く)

第34類

たばこ。喫煙用具。マッチ

サービス

第35類

広告。事業の管理。事業の運営。事務処理

第36類

保険。財政業務。金融業務。不動産業務

第37類

建築物の建設。修理。取付けサービス

第38類

通信

第39類

輸送。商品の梱包及び保管。旅行の手配

第40類

材料処理

第41類

教育。訓練の提供。娯楽。スポーツ及び文化活動

第 42 類

科学的及び技術的サービス並びにそれらに関する調査及び設計。工業上の分析及び調査。コンピュータのハードウェア及びソフトウェアの設計及び開発。

第 43 類

飲食物の提供。一時宿泊施設の提供

第 44 類

医療及び獣医サービス。人又は動物に関する衛生及び美容。農業、園芸及び林業サービス

第 45 類

法律事務。財産及び個人の保護のためのセキュリティーサービス。各需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス。